

《 事務所ニュース 2022年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

令和4年度労働保険の年度更新実務の注意点

◆「年度更新」とは？

会社は、労災保険と雇用保険に加入する義務を負っており、業種や従業員数に応じた保険料を納付することとされています。

保険料の額は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算され、年度ごとに概算で保険料を納付し、年度末に賃金総額が確定した後で精算するという方法がとられています。

この、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが、「年度更新」です。

◆ 令和4年度は年度途中で雇用保険料率が改定

令和4年3月30日に成立した改正雇用保険法により、令和4年度の雇用保険料率は、年度前半（4月～9月）は2/1,000、年度後半（10月～令和5年3月）は6/1,000とされています（失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半））。

そのため、概算保険料の計算を2段階で行う必要があります。例年とは手順の一部が異なります。

◆ 改正にあわせて様式の記載欄にも変更あり

まず、令和3年度の確定保険料を算定するための「確定保険料算定基礎賃金集計表」に設けられた概算保険料（雇用保険分）算定内訳の記載欄に、雇用保険料の適用期間ごとに賃金総額の見込額を記入する必要があります。

また、申告書の概算・増加概算保険料算定内訳の「③保険料率欄」には、年度途中で雇用保険料率が変更されることを受け、印字がされていないため注意が必要です。年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければならないため、遅れると追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることもあります。不安や疑問点がある場合には、ご相談ください。

カスタハラ対策に活用したい厚労省の マニュアル・ポスター

◆ 厚生労働省のカスタマーハラスメント防止対策
顧客等からの不当・悪質なクレームといった著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）は、従業員に過度に精神ストレスを感じさせるとともに、通常の業務にも支障が出るおそれがあります。厚生労働省の調査によると、企業に対する調査では、過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合は19.5%、労働者に対する調査では、過去3年間に勤務先で顧客等から著しい迷惑行為を一度以上経験したと回答した割合は15.0%に上り、カスタハラに悩む企業、労働者は少なくありません。

◆ カスタマーハラスメント対策企業マニュアル
企業にカスタマーハラスメント対策の必要性を理解してもらい、自主的な取組みを行ってもらうことを目的に、厚生労働省は「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成、公表しています。カスタマーハラスメントに関する企業責任や、具体的に取るべき対策、運用等について詳しく解説がなされており、参考になります。

【厚生労働省「顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行